

[15] 人にやさしい街づくりの推進に関する条例

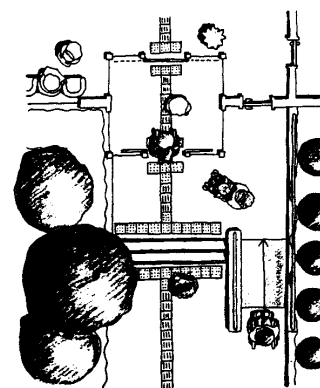
多数の方が利用する建築物を新築、増築または改築しようとする場合や用途を変更して以下の施設とする場合には、工事着手の30日前までに届出が必要です。

対象施設の用途	対象となる規模
特殊建築物等 学校、博物館、美術館、図書館、体育館、遊技場、病院、診療所、社会福祉施設、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場、物品販売業を営む店舗、飲食店、喫茶店、理髪店、公衆浴場、ホテルなど	床面積に関係なく対象になります。
共同住宅	住戸数が50戸を超えるものまたは床面積の合計が2,000㎡以上のもの
工場、事務所 （下記を除く。）	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
事務所 官公庁などの事務所、銀行その他の金融機関の営業所又は事務所	床面積に関係なく対象になります。
交通施設 鉄道の駅、停留所、バスターミナル、空港、港湾旅客施設	
地下街その他これに類するもの	
一団地の住宅施設等 都市計画法に規定する一団地の住宅施設 建築基準法の総合的設計による一団地の建築物など	住戸数50戸以上のもの

主な整備基準

整備箇所	主な整備基準
通路	通路幅員1.4m以上、傾斜路の勾配・色の配慮、手すりの設置など
出入口	玄関の幅員90cm以上、居室の出入口の幅員80cm以上など
階段	回り階段の禁止、手すりの設置など
エレベーター	一定規模以上の建築物への障害者対応EVのかごの大きさ等の構造規定など
便所	床の段差の解消、洋式便器の設置、手すりの設置、一定規模以上の建築物への車いす使用者用ブース・乳幼児用いす・ベッド・オストメイト対応設備の設置など
興行場の客席	車いす使用者用客席の設置(200分の1席以上)及び構造の規定など
車いす使用者用駐車場	幅員3.5m以上の駐車スペースの設置(50台に1台以上)など
案内表示その他	視覚障害者誘導用床材の敷設、洋式便器・手すり設置の表示、車いす使用者に対応した宿泊室の設置、高齢者・障害者へ配慮したカウンターなど

整備のイメージ図



条例・規則の全文、届出様式等はこちらをご覧ください。

愛知県 人にやさしい街づくり条例

検索 

「人にやさしい街づくり-愛知県」

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakuikaku/000025385.html>)